

移管手数料キャッシュバックサービス

他社から三木証券へ時価総額100万円以上の上場有価証券等を移管されたすべてのお客様に、**移管手数料をキャッシュバック（上限100万円）**いたします。

◎ 対象証券

- ・国内上場株式等（ETF、ETN、REIT、優先出資証券、国内上場外国株式を含む）
- ・上場国内CB ・国内債券 ・投資信託 ・米国株式

※移管対象は、当社取扱い銘柄のみとなります。

◎ キャッシュバック金額

移管元会社でご負担された移管手数料（上限100万円）を当社のお客様の口座へ入金させていただきます。

◎ お手続き方法

STEP ①

必要書類を移管元会社で受取る

「振替株式等の明細」「振替元会社名」「振替先会社名が三木証券であること」等が記載された書面 [依頼書] と手数料等が記載された書面 [インボイス対応領収書 (※)] を振替元会社でお受け取り下さい。

STEP ②

当社への書類提出

左記書面の写しを振替依頼日から3ヶ月以内に三木証券のお取扱窓口までご提出願います。
当社で移管手続きをした後、移管手数料相当額を三木証券のお客様の口座へ入金させていただきます。

(※) 2023年10月1日以降、インボイス対応領収書が必要になります。(インボイス対応領収書とは、適格請求書発行事業者が発行する領収書のことです)

◎ その他の留意事項

- ・振替依頼日から3ヶ月以内にご請求ください。
- ・当社への入庫日から3ヶ月以内に当社から他社へ移管対象銘柄の振替があった場合は、キャッシュバックの対象から除外させていただきます。
- ・時価総額は、入庫日の前営業日終値で計算します。
- ・当社の都合により、本サービスの提供を予告なく変更または停止させていただく場合がございます。
- ・キャッシュバックにかかる税金について、確定申告が必要な場合があります。

◇当社でお取引にあたっての手数料およびリスクについて

国内株式の売買取引を行う際の最大手数料は5,000万円超の約定代金に対して一律239,910円(税込み)が必要となります。(ただし約定代金に応じて手数料は変わります。手数料金額が2,750円(税込み)に満たない場合は最小手数料として2,750円(税込み)が必要となります。) 外国株式は為替の変動により損失が生じるおそれがあります。外国株式の手数料については、別途「外国株券等の取引に関する重要事項」をご覧ください。投資信託をお申込みの際は、各ファンドの契約締結前交付書面や目論見書等をあらかじめまたは同時にお渡しますので、必ずお受け取りいただきリスク等その内容についてご確認ください。投資信託のお申込み手数料はお申込み口数に応じて手数料率[上限3.3%(税込み)]を約定金額に乗じたものです。手数料率は、各ファンドにより異なります。株式・投資信託等の金融商品は、価格の変動などによる損失や元本割れを生じるおそれがあります。投資にあたっては、お客さまご自身でご判断ください。保護預り口座管理料は、0円（無料）です。

詳細はお近くの三木証券へお問い合わせください

◇商号等：三木証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第172号 ◇主な事業：金商品取引業者
◇加入協会：日本証券業協会 ◇本店所在地：〒103-0027 東京都中央区日本橋1-20-9 ◇設立：昭和17年12月

広告審査担当者審査済